

新型コロナウイルスの感染拡大防止および地域の活力を創出する事業等を支援します

《募集期間：6月1日(月)～22日(月) ※予算執行の状況により追加募集を行う予定です》

【目的】

- ①市内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する。
- ②さまざまな取組みを支援し、地域の活力創出を図る。

【対象者】

上記目的（①または②、①②の両方）を達成するために事業を実施する個人（事業者に限る）および団体等（グループや町区も含む）※市税を滞納している方は対象外になります。

【補助額】

対象経費の合計額の100分の95以内の額（上限50万円）

【対象経費の対象期間】

令和2年4月1日～令和3年3月31日

【○ 対象経費】	【× 対象外経費】
交付対象事業の実施に要する経費から交付対象外経費を差し引いた経費 ※国の小規模事業者持続化補助金（一般型に限る）の自己負担分も対象になります。	▼人件費（事業実施のための一時的雇用は除く）▼団体・施設・店舗の運営費（家賃や光熱費など）▼食糧費▼用地費▼貸付金・保証金▼積立金▼損失補償▼給付金▼対象事業と関係のないハード事業に係る費用▼汎用（はんよう）性があり目的外使用になり得る物品（パソコン、タブレット端末、バイクなど）

【申請書類】

▼交付申請書▼事業計画書▼収支予算書▼見積書▼その他（申請時に市が必要と判断した書類）

※様式は市ホームページからダウンロードできます。

※事業実施後には実績報告書や収支決算書、領収書の写し等を提出していただきます。

【交付決定】

交付の可否は募集締切り後に審査を行って決定します。

※審査評価が高くなる事業…▼グループで行う事業▼様々な取組みが有機的につながる事業

【交付条件】

業務発注及び物品購入等は市内業者を活用する。（できない特別な理由がある場合は除く）

【対象事業】

1 感染拡大を防止する事業	2 地域の活力を創出する事業
<p>《例》</p> <ul style="list-style-type: none">● 公的施設や社会福祉施設、交通事業者、店舗等の感染拡大防止の事業（隔壁設置や個室化、換気設備等の強化など）● 障がい者施設等で介護負担を軽減する事業（パワーアシストスーツや車椅子の購入など）● テレワーク等を推進する事業（宿泊施設を活用したワーケーション、コワーキングスペースの開設、塾や習い事等の遠隔指導など）● 避難所等の充実及び分散を強化する事業（地域の集会施設等の避難所機能の強化など）	<p>《例》</p> <ul style="list-style-type: none">● 売上向上や販路拡大を図る事業（新商品開発、複合キャンペーン、観光名所等の映像と地域産品のプロモーション、スタンプラリー、パンフレット、ホームページ・動画、ECサイトの立上げ、パッケージデザイン、商品等の事前支払システム、直売所など）● テイクアウトや配送、ドライブスルーを導入する事業（テイクアウトマップの作成、飲食店や小売店等の商品宅配など）● 観光資源の開発及び充実等を図る事業（観光名所や資料館等の機能強化、農泊・農業体験等の観光コンテンツの企画など）● 生産性向上、店舗やサービス等の機能を強化する事業（従業員の研修、新たなサービス形態の開発など）● 地域のための活動などを推進する事業（美化・環境整備、鳥獣害対策、高齢者や障がい者支援、貧困支援、子育て支援、健康支援、人材育成、関係人口創出、多文化共生などを目的とした課題解決に資する事業、勉強会、多言語看板の設置など）

※販路開拓事業やグループでの新規事業などを行う場合は、国の「[小規模事業者持続化補助金](#)」及び県の「[飲食・サービス業等 新型コロナウイルス対策応援補助金](#)」の活用をご検討ください。

【対象外事業】

- ▼ 宗教的又は政治的な目的を有する事業
- ▼ 公序良俗に反する事業
- ▼ 単なる広告掲載や備品・消耗品の購入を目的とした事業

【注意事項】

- ▼ 交付は1事業者または1団体等につき1回です。（公共的団体等は除く）
- ▼ 国や県、市の他の補助金と重複しての交付はできません。

- ご不明なことがある場合は、お気軽にお問い合わせください。

【申込・問合せ】

須坂市役所 政策推進課

TEL 026-248-9017 FAX 026-246-0750

seisakusuishin@city.suzaka.nagano.jp